



出産・子育てのための制度の概要(令和5年4月1日時点)

区分	休暇・休業等	取得できる要件	取得単位				取得できる期間・日数等	給与	取得できる職員	取得可能な期間											
			1日	半日	時間	分				妊	出	出	出	出	1	3	小	中	最		
										娠	産	産	産	産	歳	歳	学	学	初	1	
										産	8	2	8				校	校	の	8	
										週	週	週					就	就	3	3	
										間	間	間					学	学	月	1	
										前	後	後					学	学	3	1	
										産	産	産					学	学	日	後	
										後	後								後		
育児休業	12 育児休業	3歳に満たない子を養育する場合	○				当該子が3歳に達する日(満3歳の誕生日の前日)まで	無給	◎												
	13 育児短時間勤務	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合					①3:55×5日/週 ②4:55×5日/週 ③7:45×3日/週 ④7:45×2日 +3:55×1日/週	減額	◎												
	14 部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合				30分	当該子が満6歳に達する日以後最初の3月31日までの間で、1日2時間を超えない範囲(勤務時間の始めまたは終わりに設定)	減額	◎												
その他	15 時差出勤	勤務時間が8:30～17:15の職員					①7:00～15:45 ②7:30～16:15 ③8:00～16:45 ④9:00～17:45 ⑤9:30～18:15 ⑥10:00～18:45 ※休憩時間はいずれも「正午～13:00」	—	◎												
	16 深夜勤務の制限	①小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合。 ②配偶者、父母、子等を介護する場合	—	—	—	—	<深夜勤務> 22:00～翌日5:00	—	◎												
	17 時間外勤務の免除	①3歳に満たない子を養育する場合 ②配偶者、父母、子等を介護する場合	—	—	—	—	①当該子が3歳に達する日(満3歳の誕生日の前日)まで	—	◎												
	18 時間外勤務の制限	①小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合。 ②配偶者、父母、子等を介護する場合	—	—	—	—	24時間以内/月 150時間以内/年	—	◎												
	19 介護休暇	配偶者、父母、子等を介護する場合	○			◎※1	介護を必要とする1つの継続する状態ごとに、通算6月まで取得可(3回まで分割可) ※1 始業または終業の時刻に連続した4時間以内	減額	◎												
	20 介護欠勤	介護休暇の期間である6月を経過してもなお配偶者、父母、子等の介護が必要な場合	○			○	介護休暇の期間に引き続く6月の期間内	減額	◎												
	21 介護時間	配偶者、父母、子等を介護する場合				30分	介護を必要とする1つの継続する状態ごとに、連続する3年の期間内で、1日2時間を超えない範囲(勤務時間の始めまたは終わりに設定)	減額	◎												
22 子育て支援時間	小学校1年生から3年生までの子を養育する場合				30分	当該子が小学校1年生から3年生までの間で、1日2時間を超えない範囲(勤務時間の始めまたは終わりに設定)	減額	◎													

※「取得できる職員」欄の説明 「◎」男性職員、女性職員とも取得可能 「☆」…女性職員のみ取得可能 「★」…男性職員のみ取得可能